

約款・規定集(法人のお客様用)新旧対照表

平成28年3月

平成28年4月1日より約款・規定を改定いたします。下線部分が改定箇所となります。

改定後(新)	改定前(旧)
証券取引約款	
第6章 振替有価証券の取引	
<p>第39条(振替の申請)</p> <p>(1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 振込国債の償還期日に振替を行うもの</p> <p>⑤～⑪ (省 略)</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <hr/> <p>第48条(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>②当該分離適格振込国債の償還期日に元利分離を行うもの</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <hr/> <p>第49条(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>②当該分離元本振込国債と名称および記号が同じ分離適格振込国債の償還期日に元利統合を行うもの</p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <hr/> <p>第57条の2(法人番号の取扱いに関する同意)</p> <p>当社は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の法人番号の提供を行うことが必要であると認められる場合には、当社の上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、当該振替機関、<u>当該振替機関を通じて振替株式等の発行者および受託者に対し、お客様の法人番号を通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	<p>第39条(振替の申請)</p> <p>(1) お客様は、振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p> <p>①～③ (省 略)</p> <p>④ 振込国債の償還期日または利子支払期日の3 営業日前から前営業日までの範囲内において振替機関が定める期間中において振替を行うもの</p> <p>⑤～⑪ (省 略)</p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <hr/> <p>第48条(分離適格振込国債に係る元利分離申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>②当該分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、<u>あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</u></p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <hr/> <p>第49条(分離元本振込国債等の元利統合申請)</p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座(顧客口を除きます。)の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>①(省 略)</p> <p>②当該分離元本振込国債と名称および記号が同じ分離適格振込国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、<u>あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの</u></p> <p>(2)～(3) (省 略)</p> <hr/> <p>第57条の2(法人番号の提供)</p> <p>当社は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の法人番号の提供を行うことが必要であると認められる場合には、当社の上位機関である振替機関の業務規程の定めるところにより、当該振替機関に対し、<u>お客様の法人番号を提供いたします。</u></p>

改定後(新)	改定前(旧)
第8章 株式累積投資	
<p>第80条 (売却)</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(1)の買取りに際して、当社は当該株式の売買単位未満の持分の売却の申込みを受け付けます。また、お客様は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株数で指定するものとします。</p> <p><u>なお、お客様より既に持分の一部の売却の申込みを受け付けた場合において、当社は、その受渡し前日までの間、お客様より当該持分と同一銘柄についての追加の持分の売却の申込みをお受けできません。</u></p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>お客様が売却する銘柄が合併・併合、株式移転・交換その他の理由により、売却注文の執行が当社の通常業務方法として困難である場合には、当社が通常業務方法として売却注文の執行が可能となったときに速やかに売却注文を執行するものとします。</u></p>	<p>第80条 (売却)</p> <p>(1) ~ (4) (省 略)</p> <p>(5) 上記(1)の買取りに際して、当社は当該株式の売買単位未満の持分の売却の申込みを受け付けます。また、お客様は当該持分の一部の売却申込みをするときには原則として整数の株数で指定するものとします。</p> <p>(6) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
第82条 (配当金・増資・株式分割等諸権利処理)	
<p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(2)において当社が買取る当該新株予約権の買取価額は、<u>次に掲げる算式により算出された価額とします。</u></p> <p>(4) ~ (11) (省 略)</p>	<p>(1) ~ (2) (省 略)</p> <p>(3) 上記(2)において当社が買取る当該新株予約権の買取価額は<u>下の算式により算出された価額とします。</u></p> <p>(4) ~ (11) (省 略)</p>
第84条 (選定銘柄の除外)	
<p>(1) 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。</p> <p>この場合、当該選定銘柄の共有持分を有するお客様に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② <u>当該選定銘柄が上場廃止となったとき</u></p> <p>③~④ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>(1) 選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。</p> <p>この場合、当該選定銘柄の共有持分を有するお客様に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② <u>当該選定銘柄が上場株券であるときは上場廃止となったとき</u></p> <p>③~④ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p>
第12章 雑則	
<p>第102条 (取扱いの停止または解約)</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(7) <u>お客様が当社に開設しているいずれかの口座が法令や公序良俗に反する行為のために利用されている、またはそのおそれがあると認められるときは、当社は、お客様に通知することなく入出金を含むお客様の取引およびサービス等の利用を停止もしくは制限し、またはお客様に通知することによりこの約款における各契約および取扱いを解約できるものとします。</u></p>	<p>第102条 (取扱いの停止または解約)</p> <p>(1) ~ (6) (省 略)</p> <p>(新 設)</p>
附則	
<p>(削 除)</p>	<p>第1条 この約款の改正は、平成27年10月1日から適用されます。ただし、<u>改正後の第3条の2の2および第57条の2の規定は、平成28年1月1日から適用されるものとします。</u></p>
平成28年4月1日改定	平成27年10月1日改定

改定後(新)	改定前(旧)
外国証券取引口座約款	
第4章 雑則	
<p>(申込者の情報の第三者提供に関する同意)</p> <p>第34条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の情報(所在地、名称、連絡先、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2)預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券を管理・保管する機関、当該預託証券の発行者若しくはこれを管理・保管する機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3)外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券若しくは当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくはこれらの証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者</p> <p>(4)外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者、当該外国証券を管理・保管する機関又はこれらの者から当該事項に係る委任を受けた者</p>	<p>(個人データの第三者提供に関する同意)</p> <p>第34条 申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ(住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量その他当該場合に依じて必要な範囲に限る。)が提供されることがあることに同意するものとします。</p> <p>(1)外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(2)預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合 当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者若しくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者</p> <p>(3)外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則(以下「法令等」という。)に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使若しくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合 当該外国証券の発行者若しくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者若しくは保管機関</p> <p>(4)外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局(当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。)が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合であって、その内容が、裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないこと及び他の目的に利用されないことが明確な場合 当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関</p>
平成28年4月1日改定	平成27年10月1日改定

